

令和4年度 事業計画

社会福祉法人 西方福祉協会

【本部】

1. 事業の目的：社会福祉法人西方福祉協会の管理運営

2. 事業の内容

- 令和4年 4月 1日（金） 入園式
- 5月 21日（土） 監事監査
- 5月 28日（土） 理事会
令和3年度 事業報告
令和3年度 決算案承認
監査報告 他
- 6月 18日（土） 定時評議員会
令和3年度 事業報告
令和3年度 決算案承認
監査報告 他
- 11月 12日（土） 理事会
中間事業報告
第一次補正予算案 他
- 令和5年 3月 11日（土） 理事会
令和4年度 第二次補正予算案
令和5年度 事業計画案
令和5年度 当初予算案 他
- 3月 16日（土） 卒園式・修了式

<その他> ※時期未定

薩摩川内市保育連合会 理事長・施設長会

川薩地区保育連合会 理事長・施設長会

鹿児島県保育連合会 理事長・保育所（園）長研修会

社会福祉法人ブロック別監事等研修会 他

※新型コロナウイルスの感染状況により、変更または中止になる可能性あり

【施設（西風園）】

社会福祉法人 西方福祉協会 西風園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童が心身ともに健やかに育成されるよう乳児および幼児の保育事業を目的とし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令を遵守して管理運営を定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

また、一人ひとりの発達に即した養育を行い、高齢者や地域の人々との関わり合いの中で、お互いを思い合い支え合うやさしい気持ちを育て、地域に開かれた保育園を目指す。

1. 保育目標

子どもは、豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす基礎を養う。

そのために、「身体はよりたくましく、心はよりやさしく」を目指して、十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を十分に満たし、生命の保持、および情緒の安定を図る。

1. 身体の丈夫な子ども

全身を使う遊びを十分楽しみ、好き嫌いなく楽しく食事をし、バランスよく休憩する

2. 心の明るい子ども

基本的欲求を十分満たし、異年齢児、高齢者との交流により、楽しく遊ぶ

3. 友達と楽しく遊べる子ども

きまりの大切さに気づき、自制心を育て、お互いに認め合う関係を育てる

4. 創造できる子ども

童話や音楽リズムに親しみ、自然の美しさに接し、豊かな感性を育て、創造する喜びを味わう

2. 特定教育・保育の提供日および時間

1. 保育日数 年間292日（日曜、祭日、年末年始、年度末（1日間）を除く全日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日数	25	23	26	25	26	24	25	24	24	23	22	25

※ただし、地域との合同運動会の開催が日曜日になった場合の保育日数 年間293日

2. 開所時間 午前7時00分～午後7時00分（延長保育時間含む）

3. 保育時間 標準保育（11時間）：午前7時00分～午後6時00分
短時間保育（8時間）：午前8時30分～午後4時30分

3. 職員数

園長	1名
常勤保育士（主任保育士含む）	2名
非常勤保育士	5名（うち21日勤務2名、短時間勤務3名）
栄養士兼調理員	1名
非常勤調理員	1名
事務員（パート）	1名
嘱託医	内科1名・歯科1名

4. 園児数

令和4年4月1日予定（令和4年3月1日現在）

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人 数	1名	1名	1名	2名	5名	7名	17名

5. 年間の主な行事予定

- 4月 入園・進級式・父母の会総会
- 5月 遠足、健康診断、和太鼓講習、芋の苗植え
- 6月 保育参観（マラソン大会）・給食試食会、歯科健診、交通安全教室
- 7月 プール組立て、プール開き、海水浴、お泊り保育（年長児・年中児）
- 8月 七夕祭り、海水浴、ソーメン流し、総合訓練
- 10月 和太鼓講習、親子遠足、玄米給食試食会、芋掘り
- 11月 健康診断、人形劇観劇
- 12月 おゆうぎ会、餅つき、クリスマス会
- 1月 早馬神社への初詣、たこあげ
- 2月 保育参観・育児講座・給食試食会、総合訓練、マラソン大会
- 3月 ひな祭り、交通安全教室、お別れ遠足、卒園式・修了式

○その他の行事

- 毎月：身長・体重測定、避難訓練、タートル教室（体操教室）
- その他：西方地区合同運動会、西方地区敬老会、西方地区文化祭（まるごと祭り）、
体験学習受け入れ、特別養護老人ホーム はまかせ園訪問等

※新型コロナウイルスの感染状況により、変更または中止の可能性あり

6. 特別事業

- (1) 延長保育 標準保育（11時間）：午後6時00分～午後7時00分
短時間保育（8時間）：午前7時00分～午前8時30分
午後4時30分～午後7時00分
- (2) 一時預かり保育（自主事業）
- (3) 世代間交流保育（自主事業）
- (4) 地域の子育て家庭への育児支援（自主事業）

7. 施設整備

- ・フェンスの一部修繕工事
- ・掲示板の修繕